

赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋広告募集要領

(趣旨)

第1条 赤ちゃん訪問事業で活用している赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋（以下「手提げ袋」という。）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱第5条及び第6条の規定並びに子ども青少年局広告掲載要領（以下「局要領」という。）第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

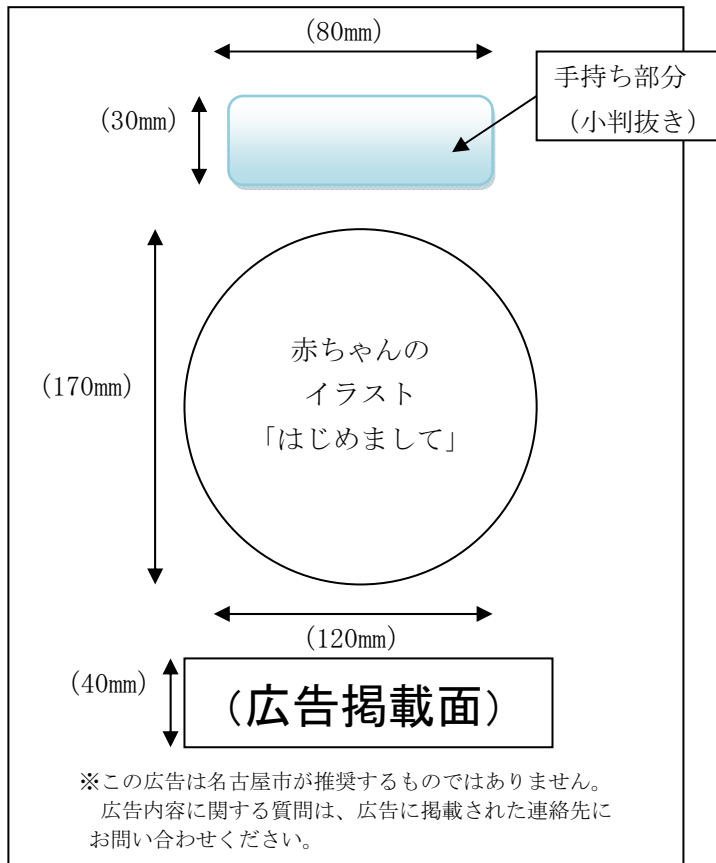
第2条 広告掲載を募集する手提げ袋は、お祝い品や地域の子育て情報にかかるチラシ等を入れ、名古屋市内に住所を有する出生後3か月から7か月までの第1子のいる子育て家庭に届けるもので、その概要は次の表のとおりとする。

(1)	名 称	赤ちゃん訪問事業お祝い品用手提げ袋
(2)	規 格	250×350mm 低密度ポリエチレン
(3)	発行予定枚数	約14,000枚（平成30年度実績：14,500枚）
(4)	発 行 時 期	平成31年3月
(5)	配 布 時 期	平成31年4月～平成32年3月
(6)	配 布 方 法	赤ちゃん訪問を実施する主任児童委員等が、お祝い品等を入れて配布する。

(掲載広告)

第3条 手提げ袋に掲載する広告の概要は次のとおりとする。

(1)	掲 載 面	袋の表面（下図参照）
(2)	広告スペース	天地40mm、左右120mm（下図参照）
(3)	広 告 枠 数	1箇所
(4)	色 数	4色刷
(5)	広告掲載料	金80,000円以上 ただし発行枚数の変動に関わらず、広告掲載料は、決定時の金額とする。
(6)	そ の 他	広告面には、広告主の連絡先を記入するものとする。（広告主ウェブサイトのURLの掲載も可）



(募集期間)

第4条 手提げ袋に掲載する広告の募集期間は、平成30年12月7日から平成31年1月11日までとする。

(申込み手続き)

第5条 手提げ袋に掲載する広告の掲載申込みを行う者は、前条に規定する募集期間中に名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書(様式第1号)に、掲載したい広告デザインを記載した書面を添えて、押印のうえ持参又は郵送により申し込むものとする。

<p>申込み先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 E-mail : a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp</p>
--

(選考方法)

第6条 手提げ袋に掲載する広告の選考は、広告内容について局要領第9条第1項の規定に基づく審査会の承認を経たものの中から、提示金額の高いものから決定するものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第7条第1項の規定により子育て支援企業に認定されている者であること
- (2) 第2順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街、専門店街等の連合体であること

2 前項の選考によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定する。

(広告掲載に係る契約)

第7条 局要領第9条第3項の規定により、手提げ袋に掲載する広告として決定を受けた申込者(以下「広告掲載者」という。)は、別に定める期日までに市長と広告掲載にかかる契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 市長は、前条の規定により契約を締結したときは、広告掲載者に広告掲載料の納入を納入通知書(名古屋市会計規則(昭和39年名古屋規則第5号)第20号様式)により通知するものとする。

2 広告掲載者は、前項の規定により納入通知を受けたときは、局要領第12条の規定により、定められた期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載者は、手提げ袋に掲載する広告原稿を完成原稿で作成し、電子データ(GIF又はJPEG及びイラストレーターで使用可能な形式)により、平成30年1月22日までに子ども青少年局子育て支援部子育て支援課あて提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めがない事項については、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月7日から施行する。

